

ゴルフアープラン(傷害・賠償・財産・費用)

傷害補償(ゴルフ中等限定) [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]



国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ

死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

個人賠償責任(ゴルフ中等限定) [ゴルフ賠償責任補償特約セット]

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…
・ボールをぶつけてケガをさせた。
・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

携行品(ゴルフ用品限定) [ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば…ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。原則として同伴キャディがいなくてもセルフプレー中に達成した場合は保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください(同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。)。上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

例えば…ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



型		本人型	
合計保険料(月払)		Bタイプ・690円	Cタイプ・610円
傷害補償	タイプ名	Bタイプ	Cタイプ
	死亡・後遺障害保険金額	700万円	500万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	10,500円	7,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	7,000円	5,000円
	保険料(月払)	170円	130円
タイプ名	GSタイプ		
個人賠償責任保険金額	国内:無制限 国外:1億円		
保険料(月払)	50円		
タイプ名	K5タイプ	K6タイプ	
携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	30万円	20万円	
保険料(月払)	120円	80円	
タイプ名	H1タイプ	H2タイプ	
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50万円	50万円	
保険料(月払)	350円	350円	

保険金額・保険料表

保険期間: 1年間

団体割引: 20%、損害率による割引: 30%

※ご加入人数は1口のみです。

※傷害補償には「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」が、個人賠償責任には「ゴルフ賠償責任補償特約」が、携行品には「ゴルフ用品補償特約」がセットされた、ゴルフ中等限定・ゴルフ用品限定のプランとなります。

※保険期間中に他のプランからゴルフ中等限定・ゴルフ用品限定のプランに変更すること、または、ゴルフ中等限定・ゴルフ用品限定のプランから他のプランに変更することはできません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の1.0倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【今年度の主な改定点】

傷害補償につき、熱中症を補償対象とします。また、熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプにより、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。